

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年 11 月 2 日 (水) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 54 分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員(0 名)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

ソルガムの収穫につきましては、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。それでは進行をさせていただきます。開会を野澤会長職務代理お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。庭先の柿も葉が落ちて、オレンジの柿がきれいになって、また箕輪のもみじ湖もいい状態できれいでした。畑の方を見れば、そばの刈り取りの方もなから終わり、私たちもちよっとひと息つけて、私も宮島会長に誘われて好きなゴルフを少し始めた、そんな時期ですが、これから来年へ向けての農業政策についてやらなければならないこともありますので、今日も慎重審議で、是非有意義な会議にしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは11月の総会を開会させていただきます。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

おはようございます。忙しいところご苦労様です。今も話にありましたように、ソルガムの収穫には3日間で収穫できて、まただいぶ収穫ができたということで、また報告は根橋さんの方からもお願いしたいと思いますけれど、このメンバーで非常にまとまりがあって、楽しく能率アップということで、本当にありがたく思っております。今後も是非そういう形で、まとまりのある農業委員会にしていきたいと思います。農作業の方もいよいよ残りがりんごの収穫だとか、野沢菜の収穫くらいになっていると思いますけれども、これから寒くなります。体には十分気を付けていただいて、農作業も終了させていただきますようお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

5番の小野委員さんと6番の上島委員さん、よろしく申し上げます。

<赤羽事務局長>

それでは議事進行を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～4番朗読】

<山田事務局次長>

1番から3番までは譲渡人が同じなので、合わせて説明いたします。

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

東京都日野市日野本町・目・・・番地・・・にお住まいのAさんが所有いたします、

大字澤底字宮ノ脇・・・番、地目は畑、面積149㎡を、

大字澤底・・・番地にお住まいのBさんが譲り受けるものです。

農地取得後の農業経営面積は83アールで下限面積を超えております。

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

同じくAさんが所有いたします、

大字澤底字宮ノ脇・・・番、地目は畑、面積897㎡および、

大字澤底・・・番、地目は畑、面積9.04㎡および、

大字澤底・・・番、地目は田、面積894㎡を、

大字澤底・・・番地にお住まいのCさんが譲り受けるものです。

農地取得後の農業経営面積は22アールで下限面積を超えております。

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

同じくAさんが所有いたします、

大字澤底・・・番、地目は田、面積875㎡を、

大字澤底・・・番地にお住まいのDさんが譲り受けるものです。

農地取得後の農業経営面積は46アールで下限面積を超えております。

譲渡人のAさんは相続にて取得しましたが、遠方にお住まいで耕作予定もないことから、以前から貸借にて耕作されていたBさん、Cさん、Dさんがそれぞれ譲り受けるということで申請がありました。

この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たして

いると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

1～3番までは、一括質問、一括採決をさせていただきたいと思います。青木委員報告をお願いいたします。

<青木委員>

現地を確認させていただきました。以前より耕作されている土地ですし、周りも全て農地になっておりまして、周りに何の問題もなく、譲り受けられると思います。慎重審議よろしくをお願いいたします。

<宮島会長>

それでは1～3番の中で、ご質問等がある方は挙手をお願いいたします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字赤羽7・・・番地・にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字山腰・・・番・、地目は畑、面積495㎡および、

大字伊那富字山腰・・・番・、地目は畑、面積625㎡を、

箕輪町大字東箕輪・・・番地・にお住まいのFさんが取得するものです。

譲渡人のEさんは、申請地から自宅まで離れている為、管理が大変であり、このたびFさんが申請地を取得し、農業経営の拡充を図りたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は26アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長職務代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長職務代理>

この件についてご報告いたします。10月16日に私と小松委員、それから譲渡人の3人で現地を確認しております。境界については土地調査士によって測量されて、杭は正確に打たれております。

また南側は住宅地となっております、北側・東側はりんご畑となっております。地図を見ていただくと分かるんですが、今回の土地は真ん中に斜めに南西から北東に青地(水路)が入っているという特殊な形の所であります。そういう所ではあります、周辺への影響はないと思われま。権利移転の理由の関係ですが、もともとの所有者は障害者になって耕作できずにいまして、Eさんに相談されてとりあえずEが購入し、譲渡先を探すということで、農地パトロールでも何年も遊休農地ということでありましたが、今回Fさんが購入をしていただけたということで、遊休農地の解消にもつながっています。なお、Fさんがたまたまこの地図の上の所にあります小さな別荘もお持ちでありましたので、その隣の農地を買うということで今回の案件がまとまりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大阪府大東市灰塚^{だいてうしはいつか}・丁目^{だいてうしはいつか}・番^{だいてうしはいつか}・号にお住まいのGさんが所有いたします、

大字樋口字矢沢原^{だいてうしはいつか}・番^{だいてうしはいつか}、地目は畑、面積930㎡を、

大字樋口^{だいてうしはいつか}・番地に所在する株式会社Hが取得し、資材置場を新設するための申請であります。

譲受人の株式会社Hは、エクステリア・造園・建築物基礎・土木工事を主に営んでおりますが、現在の資材置場が狭いため、事業所から近く、事業を行うのに効率的な申請地を取得し、黒土や碎石等をストックしておくための資材置場としたい計画です。

申請地は山林に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存事業所に近く、利便性の高い場所であることから、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、令和4年7月20日付けで農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

10月14日に現地におきましてHさんと瀬戸委員、私と3人で杭等の確認をいたしました。土を置くような場所ということで、以前は草がかなり生えていましたけれども、今はきれいに整地されていま

た。申請の通りに使用するということですので、よろしく願いいたします。

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字樋口……番地・にお住まいのIさんが所有いたします、

大字平出……番・、地目は田、面積1084㎡および、

大字平出……番地・にお住まいのJさんが所有いたします、

大字平出……番、地目は田、面積568㎡を、

山梨県北杜市須玉町穴平^{ほくとしすたまちょうあなひら}……番地に所在する株式会社 K が取得し、社員寮を新築するための申請であります。

譲受人の株式会社 K は、電子回路、電子部品の開発設計等を行う企業であります。このたび、町内に所在する、グループ会社の株式会社 L が、工場新築に伴い従業員用の社員寮を新築する計画があり、徒歩で通勤できる範囲での土地を探していたところ、譲渡人の I さん、J さんより、耕作予定のない申請地を取得し、社員寮を新築したい計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

去る10月19日に青木委員と担当している会社のMの方2名の方と現地確認を行いました。ただ今お話がありましたように、Lという会社があるんですが、そこで会社を増築することに伴い従業員を新たに確保したいということでもって、社員寮をつくることになりました。Iさんは高齢でもあり、自分で耕作ができなくなったので知り合いのある男性に水田を貸していたのですが、その方も高齢になり、耕作をやめたいということで、この旨を了解しております。もう一方のJさんは自己保全をされていたのですが、管理も大変だということになりましてこの話を受けることになりました。現況は遊休農地となっております。境界もはっきりしておりますし、この配置図にもありますように、横にはアパートもあり、環境としては良いかと思えます。特に問題はないと思って了承をして参りました。ご検討をお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いよ

うですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計5件、6筆、面積は8,714㎡、詳細は議案書7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第3号、非農地の承認について朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

地図は9ページをご覧ください。

大字澤底……番地にお住まいのNさんが所有いたします、

大字澤底字ナギノ下……番・、地目は畑、面積161㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は、平成6年に農機具と自家用車を置く車庫を建築し、現在も利用しており、今後も農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま

す。この件につきましては、青木委員、有賀推進委員に現地をご確認いただいております。

<青木委員>

もう10年も20年も駐車場として使っているということでお話を聞きまして、書類を出していただくようお願いいたしましたところ、出していただけましたので非農地にするということで、よろしく願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字横川……番・および大字横川……番・であります。

詳細は議案書の11ページのとおりであります。地図は10ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに設定区域としたいと考えております。

この件につきましては飯澤委員、立澤推進委員に現地をご確認いただいております。

<飯澤委員>

10月18日に空き家に付随した農地指定の申し出があったため、農地利用最適化推進委員の立澤さんと農業委員会事務局の小松さん、中澤さん、それから途中から農地所有者の〇さんもお見えになりまして、現地で確認を行いました。この2筆の畑につきましては、この図面にあります通り空き家の敷地に隣接しておりまして、地籍調査も終了している農地でありまして、境界もはっきりしております。それから、畑地としても一部庭木もありましたけれども、特に問題はないと思われまして。この農地が空き家に付随した農地と認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 小松)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

○長野県選出(5区)国会議員との農政懇談会への課題提出について(事務局 小松)

※事前に資料配布(郵送)済み

<野澤会長職務代理>

提案というか、私が身近に感じていることですが、以前開かれた地元の北大出の人・農地プランの会議の中でも出た意見です。西天用水路の関係の耕作地について、西天用水路は昭和初期につくられたと聞いていますが、西天用水路開通に伴い、その水路が広がる天竜までの所の特に宮木、新町、北大出の水路の下1kmの所が昭和初期の整備ということで非常に道が狭い。また、傾斜地、圃場面積がほとんど5畝で、1反歩あるという所が少ないということで、何とか古くに整備された改良区のそういう所を再度見直しできないか、田んぼを手放そうと検討されている農家さんの所を集約して再度整備をしていただけないか、期待をかけて訴えたいと考えております。以上です。

<赤羽事務局長>

ありがとうございます。今のお話ですと、現状は西天の管理地、受益地に入るわけですね。西天とも相談した上での話も必要かと思えますけれども、人・農地プランの話が出ましたけれども、人・農地プランのそれぞれの懇談会をやった時点において、やはり小区画の圃場を今後担い手の方が経営していく上では大変効率が良くないという話が出て、それを大規模化していくというか、個々の圃場の集約ではなく、もう少し基盤整備的な集約ができないかというお話も出ておりました。今回の国会議員への課題提出ということですので、今の制度がそういう部分に適してないとなればどう改正できるかということを持ち上げなければなりません、課題という部分にはならないかと思えますので、今お話があった部分につきましては、当然西天が絡む話なんですけれども、現実的には基盤整備事業、国の方は全国的に見れば少ないと思えますけれども、継続的な団体例、町が主体的にやる事業というのは継続されているかと思えます。制度的なものは、また事務局で確認させていただきますけれども、今そういうお話がある中で、今回挙げる上においてはもう少し制度的なものを研究して、そういう部分がもし欠けているようであれば、新たな制度として可能かどうか話をしていきたいと思えます。皆さんの中で、圃場の集約的な部分、いずれにしても基盤整備というものを何年来やっていない中において、今後担い手へ集約するという上においてはやはり不可欠ではないかというご意見等を担い手の方からもお聞きになっていらっしゃるしやれば、またご自身もご意見が何かありますか。

<飯澤委員>

今、野澤委員さんが言われた話は本当にその通りで、狭い農地では効率が悪くてなかなか集約化に結び付いていかないことは現状その通りだと思いますが、課長さんがおっしゃった通りに、まずはそういう制度があるので、地元の中でまずは話をして、所有者や耕作者の方の話し合いの中でそういう事業をしていくことがまず最初の話ではないかと思えますので、西天、土地改良区も含めて相談するというので、この国会議員への要望はちょっとそこまでの話でなくて、まずは最初にその所を話されたらいかがかと思えます。

<宮島会長>

本当に辰野町の場合は、傾斜地が多くて土地も小さいですが、樋口の方は比較的平らな方なんです。プールの下の辺りは結構広くしたおかげで土手がすごく大きくなってしまって、土手の草刈りにもものすごく苦勞して、そうすると上の人が1m位、下の人が1m位、真ん中はどうするのかという位、すごく大きな土手ができている形になっています。そういった中で、集約しても大きさがどのくらいになるのか、土手の大きさも考えてやれば、なかなか難しい問題だと思いますけれども、今後農業経営の効率化を図るためにも、ある程度少し大きめに土地改良的なことができれば良いなと思っています。

<赤羽事務局長>

人・農地プランという話が出る中で、策定して1年経過し、またそろそろ各地区での懇談会を開催して今出された意見を再度集約する中で、会長が最後おっしゃったように色々な地形的な条件を加味すれば、やったことよっての今後の負担というのがどういう形で出てしまうのか検討する中で、やはり地域での合意形成というのがとても重要かと思っています。そういう部分も含めて、人・農地プラン等の計画で話し合いを町農業振興センター中心に話をする中で、また進行役となる農業委員会の委員の皆さんにもご意見をお伺いしながら地域での話し合い等に持って行く形にしたいと思っています。今お話していただいたことについては、今後の検討事項として、制度的な部分は整備されている話だと思いますので、違う形での検討が必要だと思います。他の課題等があればですが、どうですか。ないようですので、今回は国会議員への課題の提出はなしということでいきたいと思っています。

○令和4年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

※事前に資料配布(郵送)済み

→意見等ないため、辰野町からはどちらも推薦なしとする。

○農業者年金加入推進ニュース No.7の配布について(赤羽事務局長)

→別紙参照

○農地相談会について(青木委員・根橋推進委員)

→第4回農地相談会 10月19日(水)10時~12時、役場第2会議室で行われた。

3名の方相談に来られた。別紙資料に基づき、担当委員の青木委員、根橋推進委員より報告。

<赤羽事務局長>

最初のシカ害について、有害鳥獣対策の補助事業はそれぞれの区で対応していただいているところですが、こういう事業制度につきましては回数的に少ないですけれども区長会等でご案内させていただいております。シカ対策が講じられないと、担い手もついてこないという話もありますので、いかに対策を周辺で進めていくかということが課題になってくると思います。補助事業、特に最近で

は猿害については上伊那全体で大きな補助金を分けるわけですがけれども、その補助金もらってやっている地区もあります。いずれにしても、大きな単位でやらないと、個人でという事業がなかなかないため地域での話し合いが必要になりますけれども、事業はありますのでご活用いただければと思います。

<野澤会長職務代理>

今のお話では、区に申し出をすれば良いということですか。

<赤羽事務局長>

Aさんの1圃場ではなく、全体的なエリアがあればエリアに対しての電柵等になり、また確実にお金が来るというわけではなく、上伊那に来た補助金を上伊那で割って希望を挙げながら分け合うため、全部希望がかなうわけではない流れの中でやらせていただいています。あくまでも資材支援だけなんです。やるのはあくまでも皆さんになります。

<根橋推進委員>

関連で良いですか。問題は実施主体で、区が実施しろという、前提として区の実情はかなり温度差がある。そういう中で、実質被害を受けている農業者が地域的・面的にまとまって一つの協議用の組合をつくってできるような形で、書類上通すことは良いですよと言っていたかないと進まないのではないかと思います。今度のケースも、隣の方等に声をかけてまとまったもので最終的に区に持って行くようなご指導・提案をしていただいてやらないと言うだけになってしまう。区の受け止めは、ちょっとという話になると思います。その辺をきちんとやっていただければと思いますが、いかがですか。

<赤羽事務局長>

今ご指摘いただいた部分は、説明はしているつもりですがけれども、伝わっていない部分はありますのでもう少し細かく説明をして、区がそれはうちではできないと拒絶するのではなく、困っている人達が協議体、耕地全体でも良いが、全体としてまとまってこれば良いと思います。いずれにしてもやっていただくのは皆さんになりますので、皆さんの声が集まってこれば、窓口は区が対応していただけたと思います。事務局サイドとしては、丁寧に説明をして被害対策が進むような形で今後話をしていきたいと思います。

<小松推進員>

私は素人でよく分かりませんが、最終的には相談に来られたBさんに対しては、こういう対策があるという話をどこからする形になるんですか。

<赤羽事務局長>

今回の相談においては、その日の中でシカ対策を聞いていますので、だからといってBさんが動けるわけではありませんので、フィードバックはできるだけその相談の中でしています。発展している部分が今話し合っている内容です。相談される方は、誰も聞いてくれる人がいない中で来ていただいている形での聞き取り、相談会も必要だと思います。後者の2件については、それぞれの委員の皆さんの説明の中でご納得いただいく部分もあると思います。1件目のような相談については、その場で状況を聞いてやれるやれないという判断がつかない部分もあろうかと思いますが、はっきり回答できる部分にはならないかと思いますが、特に返す予定はないです。

<小松推進委員>

非常に大きな問題についてはお聞きするだけで良いということですね。失礼ですが、私ももうすぐ相談会の当番が回ってきますのでどのように進めたら良いか不安で聞いております。

<赤羽事務局長>

聞いて解決方法があれば事務局でも回答できますけれども、全体的な部分を解決しないと次に進まないという部分については、お聞きするという趣旨の相談会になることもある点をご理解いただければと思います。

<小松推進委員>

もう1点、事務局は後ろに控えていてくれるということですが、かなり顔を出してくれているということですか。

<赤羽事務局長>

はい、そうです。

<宮島会長>

小松委員もだいぶ心配されているようですが、私もあまり深い話にお答えはできないんですけども、聞くことが中心で、どんな内容が年間にどのような傾向が出ているかというのをまとめてまた対策をしていくということを考えています。すぐ分かることは良いんですが、分からないことはすぐ答えを出す必要はないと思いますし、事務局の方もずっといるので、そこら辺も頼りにしてそんなに心配することはないと思います。

<小松推進委員>

ありがとうございました。

<根橋推進委員>

大事なことは、聞いただけで後は知らないでなくて、未解決のことは全体で担当地区委員も含

めて解決に向かって色々な手を打っていくこと、この機関は行政的な権限がないかわりに、逆に提案していく権限があるので、行政機関に対しても提案し、関係農業団体にも積極的にこの内容を提案して総合力で解決に向けて一步でも前進していくというふうにしないと、これをやる意味がなくなってしまうので、その内容を伝えていくということは大事だと思います。

Bさんの件は、要はシカ対策をしないとこの田んぼだけでなく他の畑もできなくなってしまうということですので、個人的な考えですが、荒廃農地対策もそうですが、区も巻き込まないと農業関係者だけでは限界があると考えています。例えば、シカ、猿、熊も住宅地にまで来るようになっていきますので、これはもう農業だけの問題ではなくて、地域の課題としてとらえていただけるような動きをしたらどうかという個人的な見解です。いずれにしても、放っておかないということが大事だと思いますのでよろしく願いいたします。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について(根橋推進委員長)

冒頭にもお話があったが、収穫作業にはお忙しい中ご協力いただいたことに感謝している。お陰様で160kgという目標を立てていたが、230kgほどで充実した良い実であり内容も良く驚きました。いずれにしても前から議論になっている辰野町で利用できること、実そのものを含めたレシピも考えて、地元商品、学校給食も含めた対応を急ぐことをお願いしたい。具体化次第、皆さんにお伝えしたい。余った実については、事務局の方で手配している。売れなくて困るということはないと思うが、有効利用ができる方法、自分で作ったので一緒に売ってもらいたいという希望も出ているので、情報を整理しながら来年のことを考えていきたい。ソルガムは畑作に非常に向いている。乾燥に強いこととあまり手がかからないということで、少しずつでも取り組んでいただく方向を強く出すことが1点と、もう1点は最後収穫したものの販売である。そういったものを扱ってもらえる動き、物流を担ってもらえる形をつくっていければ良い。これは農業委員会が責任をもってやるにはなじまないため、行政とも連携して別機関で受けてもらえるようにしていきたい。

<青木委員>

私の所で粉にすることができます。先ほどもおっしゃったように、町全体を巻き込むという所で、お粉にしたもの、実の部分でも、利用方法は二手でも良いが、コンテスト的にこれを使って何か作ってみてくださいということで、町飲食店組合や女性団体等に声掛けをしてお力をいただいて、新しい商品というか、それを使った何かを生み出してもらいたいという方向で進めていくのも一つの方法かなと思います。また皆さんで考えていただければと思います。

<山田事務局次長>

ありがとうございます。

<根橋推進員>

収量的には、信州大学の先生の話ですが一般的には1反歩あたり400kgなら良い方ということで、

7畝ですので280kg、それに対して230kg位ですのでかなり良い成績であったと思います。私も見たことがないような姿でした。ただ、一部倒伏していて、その原因がちょっと分からなかったのですが、もとからかしがあったような感じになっていて病気等ではなかったと見ています。収量的には非常に優秀な成績であったと見ています。以上です。

<野澤会長職務代理>

アワノメイガがかなり付いていましたが。

<青木委員>

雑穀は消毒してはいけないとされていますので、自然にお任せするしかありません。

<山田事務局次長>

今お話がありました通り、これからの利用方法について町民を巻き込んだ形で展開ができるようまた考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○今後の予定(山田事務局次長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:12月1日(木)9時30分 役場1階第2会議室

(閉会)

長時間の慎重審議ありがとうございました。これから農業はほっとひと息できる時期ですが、寒くなります。くれぐれも体にお気をつけてお過ごしください。今日は本当にご苦労様でした。以上をもちまして11月の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印